

2013年10月16日(水)

SDJBA 10月定例会、スピーチテキスト

ガラスキー秀子

I. デロイトの紹介

デロイト (Deloitte Touche Tohmatsu Limited) はアメリカ4大会計事務所のひとつで、世界150カ国に拠点を持ち、地域に対する深い専門知識とネットワークによってクライアントの発展を支援しています。

アメリカ4大会計事務所は、デロイトの他にPwCと呼ばれるPricewaterhouseCoopers、E&Yと呼ばれるErnst & Young、そしてKPMGと呼ばれるKPMGがあります。

* KPMG: Klynveld, Peat, Marwick, Goerdeler

デロイトは大きく分けて4つのサービスラインから構成されています。

1. 会計監査 - Audit、Business Risk、Technology Risk、Valuation & Analytics
2. ファイナンシャルアドバイザーサービス
3. コンサルティング - Human Capital、Project Controllers、Strategy & Operation、Technology
4. 税務 - Business Tax Service (BTS)、Global Employer Service (GES)、Multi State Tax Service (MTS)、International Tax Service (IT)、Transfer Pricing (TP)、Mergers & Acquisitions (M&A)

私が所属している税務部門について少しお話しします。税務というのは法律ですから時に理不尽です。また税務は政治・経済に大きく影響されます。大統領が変われば税制も変わります。

常に変化がありますので、「最新の情報をお客様にご提供する」という事が我々税務を専門とする者が常日頃心がけている事です。

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

Deloitte.

Type	UK private company, limited by guarantee
Industry	Professional services
Founded	London, England, U. K. (1845)
Founder(s)	William Welch Deloitte
Headquarters	30 Rockefeller Plaza, New York City, New York, U. S.
Area served	Worldwide
Key people	Stephen Almond (Chairman) Barry Salzberg (CEO) ^[1]
Services	Assurance Tax Advisory Consulting Financial Advisory Enterprise Risk Other
Revenue	▲ US\$ 32.4 billion (2013)
Employees	203,000 (2013)
Website	Deloitte.com/global

お渡ししたカタログにもあるように、日本の監査法人の中でただひとつ「トーマツ監査法人」がアメリカ 4 大会計事務所の名称の中に名前を連ねています。 事実、デロイトが日本から海外に進出している企業をサポートする力というものは、他の会計事務所に真似出来ないレベルにあります。

Japanese Service Group (JSG) は日系企業特有のニーズに対応するために設立された専門業務グループで、35 年以上の歴史と実績を持つグローバルネットワークです。 前述したデロイトの 4 つのサービスラインの垣根を越えて、日系企業を色々な方面からサポートさせていただいております。

I I. 税務情報

SDJBA の会員の皆さんは、ほとんど全ての方が米国 Resident で確定申告書は 1040 という書式をご利用されていると思います。 カテゴリーとしては下記の 3 種類のどれかに属されると思います。

1. アメリカで就労可能な Visa (E ビザまたは L ビザ) をお持ちの方
2. グリーンカードをお持ちの方
3. アメリカ市民権をお持ちの方

米国の確定申告書は所得税の申告のみならず、情報開示も大変重要な構成要素となります。 情報開示の不備によるペナルティは大変厳しいものがあるため、適正に開示して行く事が求められます。

A. 申告書における情報開示規定 - 米国 Resident は開示義務があります。 最近ではマネーロンダリング (money laundering)、脱税、テロ資金防止等の関係でこの開示義務についての取り締まりはますます強化されています。

米国 Resident 移住者とみなされる外国人の定義：

- グリーンカードテスト - 当該年度中のいずれかの時点で米国永住権を所有する方
- Substantial Presence Test - 非移民ビザの保持者で、当該年度中に 31 日以上米国に滞在しており、かつ過去 3 年間の米国移住日数 (当該年度の移住日数 + 前年度の移住日数の 3 分の 1 + 前々年度の移住日数の 6 分の 1) が 183 日を越える方

1. 外国金融資産関連の開示

(1) 外国銀行・金融口座の報告書 (Form TD F90-22.1)

所得申告書とは別に、米国外に銀行または投資口座を保有している納税者は Form TD F90-22.1、Report of Foreign Bank and Financial Accounts (FBAR)を提出する義務があります。正確には暦年に米国外に保有している口座の残高の合計が一度でも\$10,000 を超えた場合に提出義務が発生します。その場合\$10,000 を超えている口座だけではなく、全ての口座について報告を行う必要があります。ちなみに 2013 年の Year-to-Date の平均換算レートは 1 ドルに対して 96 円ぐらいですから、日本に 96 万円以上の預金をお持ちの方はこれに該当します。

尚、Form TD F90-22.1 における口座とは、外国金融・投資口座の他に積立式で現金価値のある保険も含まれます。開示の際には各口座の銀行（または会社）名、口座番号と年間最高残高をフォームに記載します。この書類は IRS ではなく米国財務省に提出しなければならず、期日は 6 月 30 日です。提出期日の延長はありません。また 2013 年 7 月 1 日からこの報告書の提出は E ファイルのみになりましたので今後提出される方は間違いのないように気をつけてください。Form TD F90-22.1 を適正に提出しない場合には、\$10,000 までの罰金、それが意図的な場合には\$100,000 または口座残高の 50%という大きい金額の罰金が課せられます。また意図的に開示しない場合には刑事罰の対象となる事もあります。

(2) 特定外国金融資産の報告書 (Form 8938)

近年、米国富裕層による、脱税を目的とした国外に資産の移す・隠すという事が問題となり、そのための法整備が進められてきました。その結果 2010 年 3 月 18 日に外国口座税務コンプライアンス法が成立しました。

報告対象となる資産は外国金融口座やカスタディ口座の他に、米国人以外により発行される株式や証券、金融商品や契約、外国事業体の持分も含まれる。

報告対象となる特定外国金融資産の対象年度末時点の残高、または対象年度の最高額が一定の基準を超えた場合に Form 8938、Statement of Specified Foreign Financial Assets (FACTA) の提出が義務付けられます。基準となる金額は申告書のステータスや居住地により細かく分類されています。

申告書ステータス	対象年度末時点の残高	対象年度の最高額
米国在住—未婚	\$50,000	\$75,000
米国在住—夫婦合算申告	\$100,000	\$150,000
米国在住—夫婦個別申告	\$50,000	\$75,000
適格外国移住者（課税年度を含む連続した 1 年以上の期間、外国に住むもの）、または課税年度中に終わる連続した 12 ヶ月のうち少なくとも 330 日間米国外に滞在し	\$200,000	\$300,000

ている納税者—夫婦合算申告以外		
適格外国移住者（課税年度を含む連続した1年以上の期間、外国に住むもの）、または課税年度中に終わる連続した12ヶ月のうち少なくとも330日間米国外に滞在している納税者—夫婦合算申告	\$400,000	\$600,000

注意点：Form 8938 は前述の Form TD F90-22.1 とその報告内容が重複する点も多いですが、たとえ Form 8938 を提出したとしても Form TD F90-22.1 を免除するものではありません。報告義務の条件がそろえばどちらの様式も提出する必要があります。尚、TD F90-22.1 が単独で財務省に提出される事に対し、Form 8938 は確定申告書に添付して提出されます。

Form 8938 の提出漏れ、または特定外国金融資産に起因する所得の過少申告があった場合は厳しいペナルティが科せられます。未申告、遅延提出、不正確な申告については\$10,000、詐欺行為とみなされる記載については、過少申告額の75%がペナルティとして科せられます。また違反が意図的である場合には刑事罰の対象となる事もあります。

2. 租税条約の恩典を受けている旨の開示

日本とアメリカの間には日米租税条約があります。これは基本的に二重課税を防ぐための決まり事です。その租税条約の恩典を受けている場合は Form 8833 に租税条約の適用内容を記入し、申告書に添付し報告する事が必要です。一部の例外を除いて\$10,000 を超える所得に関しての報告漏れ一件につき\$1,000 の罰金が科されます。

B. その他の注意点

確定申告について日本人の方（特に日本で会社勤めだった方）が勘違いしやすい事、又、グリーンカード保持者が日本に帰国される、または他の国に移住される場合の注意点として、定例会では事例を挙げてご説明しました。定例会にご出席で無い方で、この件についてご興味のある方には個別にお話させていただきますのでお知らせください。

今日のおさらい

1. 確定申告書は正しい情報を記入し、必ず期日までにファイルしましょう。
2. 知らないでは済まない事は沢山ありますが、知っていてしないより、知らないでしなかった方がはるかにましです。「知らなかった事」にしましょう。